

男女共同参画市民意識等調査分析

基本方針

令和7年5月

真庭市役所生活環境部くらし安全課

1. 業務概要

- (1) 業務内容 男女共同参画市民意識等調査分析業務
- (2) 実施主体 真庭市
- (3) 事務局 真庭市役所生活環境部くらし安全課
〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2
TEL 0867-42-1017 (FAX7455)
E-Mail kurashianzen@city.maniwa.lg.jp
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年2月27日(金)まで
- (5) 業務に要する費用 金4,290,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内

2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとするもの)は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならぬ。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者でない者。
- (3) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 本業務遂行に必要な知識・経験・技能等を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員、必要な各種法令に基づく許可等を有している者。

3. プロポーザル方式採用理由

本事業は、以下の理由により、プロポーザル方式を採用する。

・本業務では、ジェンダー平等や女性の社会参画等に関する知見、政策動向に関する把握力、調査分析力に加え、本市の実情を踏まえた現実的かつ効果的な施策の提案が求められる。そのため、業者の専門的知見、経験や実績に加え、提案内容の質を評価する必要がある。

4. 審査概要

- (1) 審査委員会の設置
「男女共同参画市民意識等調査分析業務プロポーザル審査委員会」を設置する。
- (2) 委員構成(6名)
審査委員会の委員構成は下記の通りとする。
生活環境部長
健康福祉部長
生活環境部くらし安全課長
総合政策部総合政策課長
産業観光部産業政策課長
総務部総務課長

6. 日程等

- (1) 公告 令和7年5月13日(火) 真庭市ホームページ掲載
- (2) 質問受付締切 令和7年5月26日(月) 午後1時まで(必着)

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (3) 質問回答 | 令和7年5月30日(金) |
| (4) 参加申込書受付締切 | 令和7年6月2日(月) 正午まで(必着) |
| (5) 企画提案書等受付締切 | 令和7年6月12日(木) 午後3時まで(必着) |
| (6) 選定審査 | 令和7年6月20日(金) ※予定 |
| (7) 審査結果の通知 | 選定審査後、速やかに通知する。 |
| (8) 審査結果の公表 | 選定審査後、速やかに真庭市ホームページにて公表する。 |
| (9) 契約締結 | 最優秀提案者と協議のうえ締結する。 |